2026 年 11 月吉日

受益者の皆さまへ

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

「スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）」
「スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）」
信託期間終了（満期償還）予定について

謹啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用を行っております追加型証券投資信託「スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）」および「スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）」につきまして、投資信託約款の規定に基づき、2027 年 11 月 10 日をもちまして、信託期間を満了し満期償還を迎えることになりますことをお知らせ申し上げます。

満期償還日：2027 年 11 月 10 日（水）

これまで当該ファンドをご愛顧いただきましたこと心より御礼申し上げますとともに、今後とも、一層のお引き立てを賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

謹白

＜本件にかかるお問い合わせ先＞
スパークス・アセット・マネジメント株式会社
国内事業開発本部　リテール・ビジネス・デベロップメント部
電話：03-6711-9170　受付時間：営業日の 9 時～17 時（土日祝日・振替休日を除く）

＊お客さまの個別のお取引内容については、販売会社へお問い合わせください。

投資信託の留意点

以下の記載は、金融商品取引法第 37 条により表示が義務付けられている事項です。投資信託の取得をご希望の場合には、当該投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずご覧いただき、投資に関する最終決定はお客様ご自身の判断で行っていただくようお願いいたします。

投資リスク

＜基準価額の変動要因＞

各ファンドは、主に投資信託証券に投資を行います。投資対象とする投資信託証券は、値動きのある外国株式などを投資対象としているため、基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資しますので為替の変動により、基準価額は変動します。**従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

- **価格変動リスク**

  各ファンドは、実質的に外国株式を主要な投資対象としますので、各ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。各ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

- **カントリーリスク**

  一般的に海外の株式などに投資する場合、投資対象国・地域の政治、経済、社会情勢の変化等により金融・証券市場が混乱して株式などの価格が大きく変動する可能性があり、基準価額が大きく下落する要因となります。また、新興国市場への投資は先進国への投資と比較して価格変動、流動性、為替変動、政治要因等のリスクが高いと考えられています。また、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。国有化、資産の収用、あるいは通貨の回金の制限等により、かかる国への投資はリスクを増大させることがあり、その結果、重大な損失が生じる場合があります。

- **為替変動リスク**

  各ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。外国為替相場の変動により投資を行う投資対象国の通貨建て資産の価格が変動し、これにより基準価額が変動し、損失を生じる場合があります。

※基準価額の変動要因（投資リスク）は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
  各ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。
  また、投資対象とする地域の中では、金融市場や証券市場にかかる法令・制度などが先進国と比較して未整備であったり先進国とは異なったりすること、法令・制度・税制・決済ルールに変更が加えられる可能性が先進国よりも高いと考えられること、市場取引の仲介業者等の固有の事情から、投資行動に予期せぬ制約を受けたり、様々な要因から投資成果への悪影響や損失を被ったりする可能性があります。
- 購入・換金等に関する留意点

・ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（スイッチングを含みます。）申込受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金（スイッチングを含みます。）の申込受付を取り消すことができます。
・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
・ 信託期間中の香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、ケイマンの銀行休業日等には、購入・換金（スイッチングを含みます。）申込の受付は行いません。
・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

＜リスクの管理体制＞

- 委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドの費用

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料：　購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3%(税抜 3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

信託財産留保額：　ありません。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

信託報酬　：日々の信託財産の純資産総額に対して年率 0.9405%(税抜 0.855%)を乗じて得た額とします。

監査費用印刷費用：監査費用、法定書類等の作成等に要する費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率 0.11%(税抜 0.10%)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計資上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日(＜資産成長型＞のみ)および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。

その他の費用・手数料：投資対象ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等は、その都度信託財産から支払われます。
投資対象ファンドにおいては上記の他、受託会社報酬、保管会社報酬などの費用がかかります。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※当該手数料等の合計額については、ファンドの購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

＜委託会社＞
スパークス・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者関東財務局長(金商)第 346 号
加入協会　一般社団法人資産運用業協会
日本証券業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。